

東京工業大学の「ベビーシッター派遣支援事業」について

育児中の勤労者とは、保育園を利用できる時間帯に勤務をしており、子どもが病気の時は同僚に勤務を代わってもらい休むことが出来ると思われがちです。しかし、教育や研究を行う本学の教職員には、学生の実験進捗に合わせて夕方に学生指導を行わざるを得ない、休日に学会がある、子どもが熱を出しても授業を行わなければならないなど、他者に代わってもらえないことが多くあります。未就学児や小学生を持つ教員や研究者は、そうした場合に、通常とは異なる託児先を探さなければならないのです。また、本学には、子どもを抱える大学院学生（特に、留学生や社会人学生）も多く、彼らも、実験手順や授業など、やはり保育施設が閉じている時間帯や子供の体調が悪い時でも学修や研究を進めなければならないことがあります。

保育施設の時間外の授業や研究室ゼミ、学会出席など、事前にベビーシッター予定を立てられることもあります。子供の発熱・体調不良など突発的なことも少なくありません。特に、風邪が蔓延する冬期は、卒業を控えた卒業論文、修士論文、博士論文の仕上げ時期と重なり、教員も学生も教育研究・学修を止めることが出来ず、託児先の確保が必須となります。通常は家族が育児をしている場合でも、その家族が体調不良で育児が出来ないときは同様に、託児先を確保しなければなりません。

本事業は、保育施設に子供を預けられないときでも、ベビーシッターに託児して、安心して教育・研究・業務・学修を進められるよう、制度を策定したものです。

具体的には、以下のようなことを想定しています。

- ・平日夕方、保育園に迎えに行き、利用者の自宅で、利用者の帰宅まで託児する。
- ・休日に、大学内の託児スペースで、教員が連れてきた子どもを託児する。
- ・学会に出席する研究者の子どもを、朝早くから利用者自宅で託児して、保育園に送る。
- ・朝、子どもの発熱に伴って、昼からのベビーシッター派遣要請がある。
- ・教育研究のために招へいされた研究者に同行した子どもを大学内の託児スペースで託児する。
- ・日本語を理解できない子どもの保護者（利用者）とは、英語で連絡を行う。

本学教職員・学生が教育・研究・業務・学修を進めるために託児をお願いする「ベビーシッター派遣支援事業」ですので、以下のようなことは行えない事業としています。

- ・託児する子どもへの教育
- ・利用者に代わって行う家事